

建築基準法第43条第2項第1号に基づく認定取り扱い基準

平成30年 9月25日 制定

建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定に基づく認定の取り扱いについて、下記のとおり定めるものとする。

基準1・2共通

- ① 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が200平方メートル以内の※一戸建ての住宅であること。
- ② 建築物を建築するために道を新たに築造するものでないこと。

基準1 敷地が、農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接する場合

次の各号に該当する場合とする。

- ① 公共の用に供する道は、農道、林道、河川及び港湾管理道路等で公的機関が管理している道であること。
- ② 当該道の通行上の使用について、協議が終わっていること。
- ③ 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。
- ④ 当該道を建築基準法の道路とみなしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること。

基準2 敷地が、建築基準法施行令（以下「政令」という。）第144条の4第1項及び第2項に規定する基準（位置指定道路に関する基準）に適合する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接する場合

次の各号に該当する場合とする。

- ① 以下の承諾を受けること。
申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、
 - ・当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者の承諾。
 - ・政令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準（位置指定道路に関する基準）に適合するように管理する者の承諾。
- ② 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。
- ③ 当該道を建築基準法の道路とみなしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること。

※ 一戸建ての住宅とは、一戸建てのいわゆる専用住宅のことをいい、用途上不可分である附属建築物は含まれるが、事務所や店舗等の用途を兼ねている住宅は該当しない。